

## 大せともの祭協賛会露店等営業に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）の趣旨に従い、大せともの祭協賛会（以下「協賛会」という。）が暴力団を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とせともの祭及びせと陶祖まつりの健全な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

### (露店等の営業届出)

第3条 露店等を営業しようとする者（以下「出店者」という。）は、あらかじめ当該出店者、店舗責任者（出店者が雇用するその店の責任者。以下同じ。）及び従事者（出店者が雇用するその店の従事者。以下同じ。）の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために協賛会が規定する事項について、出店届出書（別記様式）を提出しなければならない。

### (届出日)

第4条 前条の出店届出書は、協賛会が指定する日までに提出しなければならない。

### (遵守事項)

第5条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な運営に努めなければならない。

- (1) 市民及び来場者並びに業者間で紛争等を起こさないこと。
  - (2) 市民及び来場者に不快感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと。
  - (3) 営業に中学生以下の児童に従事させないこと。
  - (4) 法令に違反するものを販売しないこと。
  - (5) 店舗責任者及び従事者の身分確認を確実にし、届出したもの以外の者は従事させないこと。
  - (6) その他、主催者の指示に従うこと。
- 2 店舗責任者及び従事者は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する事項を遵守しなければならない。

(関係機関への意見聴取)

第6条 協賛会は、第1条の目的を達するために必要な限度において露店等の営業の届出を行った者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であるかどうかについて、関係機関に意見を聴くものとする。

(個人情報への取扱い)

第7条 協賛会は、第3条の出店届出書及び前条に規定する意見聴取により知り得た個人情報を、この規則が定める目的以外には使用せず、他に漏えいしないように厳重に管理し、保管するものとする。

(出店の拒否)

第8条 協賛会は、次の各号に掲げる場合において、露店等の出店を拒否することができる。

- (1) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等と認める場合
- (2) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等を従業員等として使用すると認める場合
- (3) 露店等の出店をしようとする者が、暴力団員等にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認める場合
- (4) 露店等の出店をした者が、暴力団員等と認める場合
- (5) 露店等において、暴力団員等を従業員として使用したと認める場合
- (6) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び入れ墨を見せる等の粗野な服装や態度を取った場合
- (8) 暴力的要求行為又は法的責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- (9) 暴力行為、脅迫等各法令に違反する行為を行った場合
- (10) 協賛会等関係者の指示に従わない場合

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年1月31日から施行する。